

会局總第104号  
令和5年2月21日

奈良県公契約審議会  
会長 山崎 靖子 様

奈良県知事 荒井 正吾



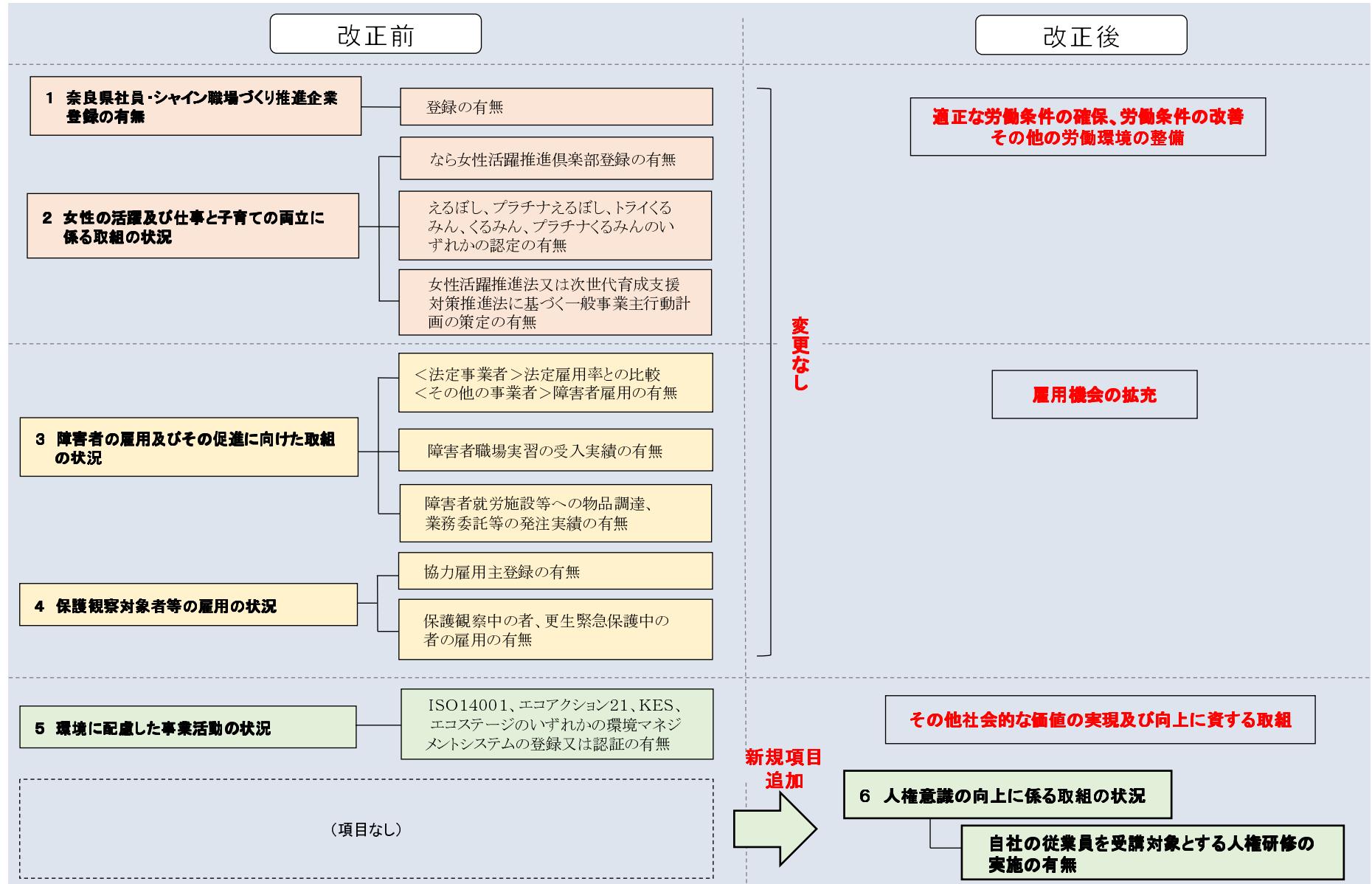
奈良県公契約条例に係る運用方針等について（諮問）

標記について、奈良県公契約条例第18条の規定により、下記について審議願います。

記

社会的な価値の勘案基準に係る評価項目追加について

# 「社会的な価値の勘案基準」改正案の概要



# 「奈良県公契約条例における社会的な価値の勘案基準」改正案

## 奈良県公契約条例における社会的な価値の勘案基準

### I 評価の方法等

#### 1 加点評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	最高得点	確認に要する書類	
適正な労働条件の確保環境・労働整備条件の改善	1 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合	2%	2%	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し (3年毎更新)	
		登録なし	0			
	2 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合	1%	2%	なら女性活躍推進俱乐部会員登録証書の写し (3年毎更新)  認定通知書の写し  一般事業主行動計画策定期の写し (労働局に届出を行ったもの)	
		登録なし	0			
		認定あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに認定のある場合	2%			
		認定なし	0			
		策定あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに策定のある場合	1%			
		策定なし	0			
		雇用率が3.5%以上 ・障害者雇用状況報告書⑪欄が3.5%以上の場合	2%			
		不足人数なし ・障害者雇用状況報告書⑪欄が0の場合	1%			
		不足人数あり ・障害者雇用状況報告書⑪欄に数値がある場合(0.5人も含む)	0			
		障害者の雇用あり	2%			
		障害者の雇用なし	0			
雇用機会の拡充	3 障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況	1回あたりの実施日数が3日以上の職場実習受入実績あり ・入札公告日又は募集開始日の前日以前1年の間においての受入実績の有無	1%	2%	障害者の職場実習実施日、支援機関等(※3に掲げる特別支援学校等)が確認できる書類 (第2号様式又は受入にあたり支援機関等が作成した依頼文書、業務日報(作成者を明らかにしたもの)等の写し)  第3号様式及び添付書類 (契約書、納品書、請求書、領収書等の写し)	
		実績なし	0			
		年額10万円以上の発注実績あり ・入札公告日又は募集開始日の前日以前1年の間においての発注実績の有無 (契約履行中又は支払期限未到来のため支払が完了していないものを含む。)	1%			
		実績なし	0			
		登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合	0.2%			
		登録なし	0			
		雇用あり ・入札公告日又は募集開始日の前年度4月1日から公告日前日までの間の雇用の有無	2%			
		雇用なし	0			
		登録又は認証あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに登録又は認証のある場合	2%	2%	登録証又は認証書の写し (2年又は3年毎更新)	
		登録又は認証なし	0			
向いの上位の他の資本現会社の取扱い組	5 環境に配慮した事業活動の状況	ISO14001、エコアクション21、KES、エコストージのいずれかの環境マネジメントシステムの登録又は認証の有無	2%	2%	登録証又は認証書の写し (2年又は3年毎更新)	
		実施あり ・入札公告日又は募集開始日の前日以前1年の間においての実施の有無	2%			
6 人権意識の向上に係る取組の状況		実施なし	0	2%	第5号様式及び添付書類 (第5号様式に記載する添付書類)	
		合計 (最高得点)	10%			

#### 2 減点評価

評価指標	評価内容	評価基準	配点	最高得点	確認に要する書類
公契約条例違反の有無	公契約条例違反による過料又は入札参加停止措置 ▲2% × 回数(上限▲10%)	違反あり ・入札公告日又は募集開始日の前日以前3年の間においての違反の回数	▲2% ~▲10%	0	会計局総務課に確認

#### 3 補足

(※1)  
・申請時の取組内容については雇用政策課に確認  
(申請時の取組内容には、労働関係法令の遵守を含まない)

(※2)  
・計画期間が満了していない行動計画に限る。  
・一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常用雇用労働者数が100人以下の事業主)を対象とする。

(※3)  
以下の場合を対象とする。  
① 特別支援学校の生徒又は障害福祉サービス事業(就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設が支援を行っている障害者を受け入れた場合  
② 障害者就業・生活支援センターが支援を行っている障害者を受け入れた場合

(※4)  
① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項から第4項までに規定する施設・事業所等  
ア 障害者支援施設  
イ 地域活動支援センター  
ウ 障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設  
エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)  
オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第1条第1号に規定する事業所(特例子会社)  
カ 施行令第1条第2号に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)  
キ 在宅就業障害者  
ク 在宅就業支援団体

② 施設等に対して物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者

(※5)  
当該研修が人権問題テーマを取り扱った研修であることを明示しているものであって、かつ、以下の場合を対象とする。  
① 公共機関等及びその他団体が配付又は貸出を行っている資料(冊子・DVD等)を用いて自社の従業員に研修を実施した場合  
② 公共機関等及びその他団体から講師の派遣を受け自社の従業員に研修を実施した場合  
③ 公共機関等及びその他団体が実施する研修又は講座に参加し、当該研修又は講座の資料を用いて、自社の従業員に研修を実施した場合

\* 公共機関等とは、国、地方公共団体、教育委員会、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する法人)とする。

\* その他団体とは、公共機関等の定義に該当しないものであって、人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であり、かつ、公共機関等から委託・後援・協力を受け又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる団体とする。

<人権問題テーマの例示> ※「奈良県人権施策に関する基本計画」より

- ・部落差別の解消
- ・刑を終えて出した人の人権
- ・女性の人権
- ・犯罪被害者等の人権
- ・子どもの人権
- ・アイヌの人々の人権
- ・高齢者の人権
- ・外国人の人権
- ・障害のある人の人権
- ・北朝鮮当局による拉致被害者等の人権
- ・生活窮困にある人の人権
- ・インターネットによる人権侵害
- ・ひきこもり状態にある人の人権
- ・ハラスメントに関する人権
- ・性的マイナリティの人権
- ・災害時における人権等
- ・ハンセン病患者等の人権

#### II 様式

- 別紙1……第1号様式 障害者雇用状況報告書
- 別紙2……第2号様式 障害者職場実習実施に関する証明書
- 別紙3……第3号様式 発注実績報告書
- 別紙4……第4号様式 保護観察対象者等雇用に関する証明書
- 別紙5……第5号様式 人権研修実施報告書